

資格更新期限延長制度

1 更新期限延長の対象となる事由

更新期限延長は、以下の事由により医療情報技師としての活動ができなかった場合とする。

- (1) 妊娠・出産・育児
- (2) 長期療養
- (3) 家族の介護・看護
- (4) その他、医療情報技師育成部会が認めた場合（例えば、海外赴任、所属組織の倒産等。）

2 更新期限延長の期間

1に定める事由が発生した場合、事由発生日から事由消滅日までの期間に応じて、以下のとおり延長期間を定める。

- (1) 6カ月以上、1年6カ月未満の場合は、1年延長とする
- (2) 1年6カ月以上、2年6カ月未満の場合は、2年延長とする
- (3) 2年6カ月以上、3年6カ月未満の場合は、3年延長とする

3年6カ月以上の場合は別途相談されたい。

3 更新期限延長の申請手続き

更新期限延長を希望する場合は、所定の申請書に記入し、事由に応じて以下の証明書類等を添付して医療情報技師育成部会事務局まで提出する。

- (1) 妊娠・出産・育児： 母子手帳の出生届出済証明書及び家族の氏名の記載欄部分
- (2) 長期療養： 事由発生期間内にその疾病治療のためにかかった医療機関の領収書（1枚で可）または診断書
- (3) 海外研修・海外赴任（配偶者等として渡航の場合も含む）等： パスポートの顔写真が貼付されたページおよび該当の出入国記録があるページ
- (4) 家族の介護・看護： 介護対象となった家族の続柄と介護の内容を簡潔に記載した文書（様式は特に問わない）
- (5) 所属組織の倒産等： 別途相談されたい
- (6) その他、医療情報技師育成部会が認めた場合： 別途相談されたい

4 事由発生期間中のポイント

更新期間延長が認められた場合、医療情報技師の資格は有効であるが、当該延長期間中は更新ポイントを取得することはできない。

5. 有効期限が過ぎた後の更新期限延長

有効期間が過ぎ、資格が失効した後の更新期限延長の申請は原則として認められない。ただし、特別な事情がある場合は、別途相談されたい。